

(7) 大江政府倉庫

名古屋港区大江町一―五

昭和四年(一九二九)

倉庫等の港湾施設が並ぶ名古屋港の六号地の一角、大江岸壁近くに建つ大江政府倉庫は、政府直営という珍しい倉庫である。鉄筋コンクリート造、鉄板葺、平家建、建坪一五七四平方メートルの倉庫が八棟並んでいる。このうちA・Dの四棟は昭和四年(一九二九)に建設された。

この倉庫は、歴史が古いだけでなく、いくつかの点で特殊な倉庫である。まず法的性格からみれば、倉庫は、自家用のものを別とすれば、他人の多種類の財貨を保管するために倉庫業者が経営する営業倉庫が一般的で、このほかに食糧倉庫法に準拠して農業協同組合が設置・経営する食糧倉庫がある。だが大江政府倉庫はそのいずれでもなく、法的には農林水産省東海農政局に属する政府直営倉庫である。ちなみに関税当局が管理する保税倉庫は民間の倉庫業者所有の施設である。またこの大江政府倉庫は、米穀類を貯蔵するための冷房設備を備えている点では一種の農業倉庫といえる。建設当初から屋根裏の空間が広く、断熱の役割を果たしている。かつては、岸壁から倉庫まで鉄道の引き込み線があった。

一般に米穀等の農産物は限られた時期に集中して収穫され、蔵に保管されて年間にわたり流通・消費される。その保管・取引等の流通過程は長らく民間の市場原理に委ねられてきたが、大正七年(一九一八)に米穀の流通逼迫から大規模な米騒動が起こったことを契機として、産業組合等(後の農業協同組合)が経営する食糧倉庫の建設を促進する食糧倉庫法が同年に制定され、大正十年(一九二一)には米の需給調節を目的として米穀法が制定された。同法は農業恐慌期の昭和八年(一九三三)の米穀統制法、戦時下の昭和十七年(一九四二)の食糧管理法に引き継がれ、政府による米穀類の管理・統制が強化された。

この米穀法による施策の一環として、大正十二年(一九二三)には東京・深川に政府直轄の倉庫が建設され、以後政府倉庫は、この愛知県の大江のほかにも相次いで建設され、最終的には全国各地二四か所に及んだ。これら政府倉庫が保管・管理していた米穀類は流通していた米穀類の一部に過ぎなかったし、昭和五十七年(一九八二)以降には自主流通米を認めるなど食糧管理法の制度は大きく変化したが、政府倉庫の存在は、米穀類が長く政府の管理・統制下にあったことを物的な施設の面から象徴しているといえる。

大江政府倉庫は、戦時の名古屋港周辺に対する激しい空襲にも幸運に被災せず、敗戦直前の昭和十九年(一九四四)の東南海地震でも損壊することなく生きのびた堅牢な構築物なので、敗戦直後から昭和二十二年まで占領軍に留用されたこともあった。近年に至り他の政府倉庫が老朽化のために相次いで取り壊されるなかで、この大江政府倉庫は米穀統制の歴史を示唆する貴重な記念物となっている。

なお名古屋港西埠頭南端には昭和三十年(一九四五)に建設された同じく政府直轄の食糧庁名古屋サイロがあり、高さ二八メートル、直径七・五メートルの大きなサイロが一二本が立ち並びぶ姿は港に特有の景観の一角を構成していた。平成六年(一九九四)に役割を終えたのちも文化財として保存を求める声もあったが、ほぼ完全な姿の一本(ほかに基底部を残した六本)のみを遺して平成十三年に撤去された。

参考文献

【大江政府倉庫】農林水産省東海農政局、二〇〇四年



大江政府倉庫 (2004. 7. 30)

(撮影 大橋公雄)

(佐々木享)